## 三芳町災害廃棄物処理計画

平成 21 年 3 月

三 芳 町

# 目 次

1	. 基本	的事項	1
	(1)	目的及び必要性	1
	(2)	計画の位置づけ	1
	(3)	計画対象地域	2
	(4)	対象廃棄物	2
	(5)	想定する地震と被害の概要	2
2	. 防疫	清掃班の設置	4
	(1)	防疫清掃班の役割と分担	4
	(2)	連絡体制及びチェックリスト	5
	(3)	災害廃棄物処理に関する課内(庁内)協議の実施	8
3	. 情報	収集と広報活動	9
	(1)	被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握	9
	(2)	廃棄物処理関連施設の被害状況把握(対応手順)	10
	(3)	被災住民への広報活動	10
	(4)	相談・苦情等の処理	11
4	. 災害	廃棄物量の推計と処理・処分方法	12
	(1)	災害廃棄物量の推計	12
	(2)	見かけ比重の設定、発生容量の推定	13
	(3)	処理・処分方法の設定	14
	(4)	有害廃棄物への対応	17
	(5)	違法な処理・投棄等に対する管理	18
5	. 仮置	場の確保	19
	(1)	必要面積の設定	19
	(2)	候補地の選定	19
6	. 仮設	トイレの準備	25
	(1)	仮設トイレの確保	25
	(2)	仮設トイレの設置・撤去	26
	(3)	仮設トイレの汲み取り及び衛生管理	26
	(4)	汲み取りし尿・汚泥の処理先	26
7	. 処理	施設に係る防災対応	27
	(1)	構造物の耐震性審査と耐震強化工事	27
	(2)	施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践	27
8	. 他団	体との支援・協力体制の整備	28
	(1)	本町における支援・協力体制	28
	(2)	埼玉県における支援・協力体制	28

## 1. 基本的事項

#### (1)目的及び必要性

大規模地震や水害等の災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平常時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要がある。特に、三芳町(以下、「本町」という。)では焼却施設を有しておらず、ふじみ野市と共同処理していることを考慮すると、事前に災害廃棄物の処理・処分に係る計画を策定することは重要である。

以上を踏まえ、三芳町災害廃棄物処理計画(以下、「本計画」という。)は、災害廃棄物を円滑に処理することで、住民生活の衛生確保や環境保全とともに、地域生活の早急な復興を図ることを目的に策定するものである。

なお、災害には地震の他に水害が考えられるが、本地域では地震に比べて水害の被害が一部の地域に限定されると予想される。そのため、本計画では地震に伴う被害を中心的に扱い、水害については地震災害への対処を応用して対応するものとする。

#### (2)計画の位置づけ

本計画は、三芳町地域防災計画及び三芳町一般廃棄物処理基本計画の下位計画に位置づけられるため、関連部分の整合に留意する。また、具体的な内容は厚生省震災廃棄物対策指針に基づき策定する。

本計画の位置づけを図 1-1 に示す。

なお、ふじみ野市との共同処理に係る事項については、ふじみ野市の関連計画との整合にも留意する。

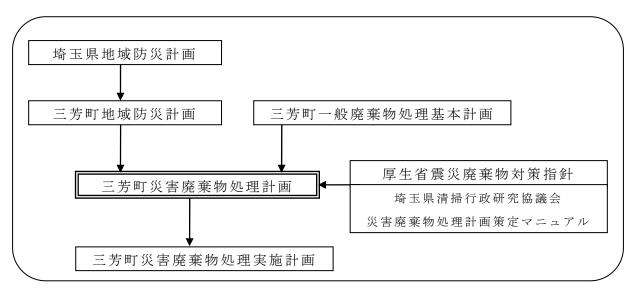


図 1-1 本計画の位置づけ

#### (3) 計画対象地域

計画対象地域は三芳町全域とする。

ただし、必要に応じて、ふじみ野市の一部区域も計画対象とする。

#### (4) 対象廃棄物

対象廃棄物は、日常生活から発生するものではなく、災害の発生により一時的に発生 する廃棄物とする。

その概要を表 1-1 に示す。

なお、表中の「生活ごみ」とは平常時に排出される廃棄物を示すが、災害発生時には 災害廃棄物と併せた計画的な処理が必要なことから、必要に応じて検討対象とする。

区分	内容		
災害廃棄物	①がれき :損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートが		
	ら、廃木材等		
	②処理困難物 :アスベスト、ダイオキシン・PCB、フロン類等適正処		
	理が困難な廃棄物		
	③可燃ごみ等 :災害により発生した可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等		
	④粗大ごみ :災害により一時的に大量発生した家具類、家電製品等		
	⑤し尿 : 避難施設の仮設トイレ等からの汲み取りし尿		
生活ごみ	①可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ		
	②し尿、浄化槽汚泥		

表 1-1 対象廃棄物

#### (5)想定する地震と被害の概要

本計画では、埼玉県の「平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査」にもとづき、三芳町で最も地震動が大きく、その影響が大きいと考えられる「東京湾北部地震 (M7.3)」を想定地震とする。

東京湾北部地震の震度分布を図 1-2 に示す。

三芳町全域において、震度階は主に震度 5 強~6 弱と想定されており、特に町南東部では、一部で震度 6 強となる地域を含め、地震動が大きい傾向となっている。

また、東京湾北部地震により想定される被害としては、主に以下である。

- ① 建築物:全壊 16 棟、半壊 235 棟
- ② 電力:発災直後の停電 355 世帯、1日後の停電 54 世帯
- ③ 都市ガス:供給停止数 6,038件(供給停止率 100%)
- ④ 上水道: 断水 1,786 世帯
- ⑤ 人的被害:死者数1人、重傷者数4人、軽傷者数33人
- ⑥ 震災廃棄物:12,167t



(出典:平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書)

図 1-2 東京湾北部地震の震度分布

## 2. 防疫清掃班の設置

本町では、大規模災害が発生した場合、必要に応じて災害廃棄物の処理を受け持つ衛生部防疫清掃班を設置することとしている。本節では、防疫清掃班の役割と連絡体制を整理する。

#### (1)防疫清掃班の役割と分担

班体制とその役割を表 2-1 に示す。

表 2-1 班体制と各役割

Am of the	15	· 我 Z - I · 班 仲 則 C 台 技 剖
役割	担当	主な分担内容
本部事務	自治環境課	□本部の事務に従事
	課長	□必要に応じて班の指示をとる
廃棄物統括	同課	□防災対策本部との連絡調整
	環境衛生係	□災害廃棄物に係わる関係機関(県、近隣市町村、埼玉
	係長	県清掃行政研究協議会等)との連絡調整及び協力要請
		□災害廃棄物全般に係る調整・指揮・命令
がれき等	同課	□被災状況に応じた災害廃棄物計画の実行とがれき等の
災害廃棄物	環境衛生係	処理に関する関係部署、機関との連携
担当	係長	□仮置場に係わる関係部局との連絡調整
		□がれき等の運搬に係る連絡調整
		□環境監視(不法投棄、野焼き等)の監視・指導
ごみ担当	同課	□被災状況に応じた災害廃棄物計画の実行とごみ処理に
	担当職員1	関する関係部署、機関との連携
		□ごみ処理施設(焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処
		分場等)との連絡調整
		□ごみの収集運搬に係る連絡調整
		□ごみの出し方のルール作りと住民・業者への周知
		□環境監視(不法投棄、野焼き等)の監視・指導
生活排水	同課	□被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しと生活排水
担当	担当職員2	処理に関する関係部署、機関との連携
		□し尿処理施設との連絡調整
		□し尿・汚泥の収集運搬に係る連絡調整
		□し尿・汚泥の収集に対するルール作りと周知
		□環境監視(不法投棄等)の監視・指導
		□簡易トイレに係わる関係部局との連絡調整
	ı	·

## (2) 連絡体制及びチェックリスト

災害時において、適切に本計画を遂行するためには、迅速な廃棄物関係者の動員及び対策班に係る人員配置が重要である。そのための連絡方法として以下の方法を用いる。

- ① 電話·FAX
- ② 携帯電話
- ③ インターネット
- ④ 人による連絡
- ⑤ 町防災行政無線

#### 1 ) 連絡体制

関係機関等の連絡先を表 2-2 に示す。

表 2-2 連絡先一覧

(平成21年3月現在)

	関係機関等	電話番号	FAX番号
Oì	車絡調整、協力依頼		
	ふじみ野市市民生活部環境課	049-261-2611	049-261-5960
	埼玉県資源循環推進課	048-830-3105	048-830-4791
	埼玉県清掃行政研究協議会	048-830-3110	048-830-4791
$\bigcirc$ 3	ごみ処理関係		
	処理施設		
	(燒却施設)		
	ふじみ野市上福岡清掃センター	049-263-3878	049-267-1892
	(粗大ごみ処理施設、最終処分場)		
	三芳町清掃工場	049-258-1178	049-258-7725
	(最終処分場)		
	埼玉県環境整備センター	048-581-4070	048-581-4047
	収集・運搬業者		
	(有)阿部商事	049-258-6698	049-259-4997
	片山商事㈱	049-258-6741	049-258-6227
$\bigcirc$ 1	<b>一</b> 尿処理関係		
	処理施設		
	(し尿処理施設)		
	入間東部地区衛生組合環境クリーンセンター	049-261-4891	049-261-4892
	し尿汲み取り業者		
	片山商事㈱	049-258-6741	049-258-6227
	㈱協和清掃運輸	049-264-2415	049-264-1334
$\bigcirc$ 7	ジれき等災害廃棄物関係		
	仮置場		
	三芳町清掃工場	049-258-1178	049-258-7725

#### <u>2 ) チェックリスト</u>

災害時の初動業務を以下に示す。

- ① 災害対策本部との連絡体制確保と住民・建築物等の被災状況把握
- ② 廃棄物発生量の推計及び対策の計画
- ③ 仮設トイレの設置・管理計画
- ④ 廃棄物関連施設の被害状況把握と復旧対策
- ⑤ 住民への広報・相談及び委託業者・支援団体への連絡
- ⑥ 仮置場への受入準備(不承諾候補地でも災害時は交渉の可能性あり)

緊急時に無駄や漏れなく迅速に対応するため、表 2-3 のようなチェックリストを作成し、担当者や関係者が緊急時にすぐに確認できる位置におくこととする。

## 表 2-3 災害発生時の対応手順チェックリスト

災害発生時の対応手順	頁チェックリスト			
【第1段階】発生直後から数時				
□職員の安全確認				
□職員登庁の可否の確認				
□災害対策本部設置の確認	と防疫清掃班の位置付け確認			
□災害対策本部を中心として	た連絡体制の確認 □その他			
【第2段階】災害発生当日に				
○防疫清掃班の体制、役割	割分担の再確認(役割分担に関しては新たな	情報に基づき随時対応)		
○被害状況に関する情報	の収集(随時、新たな情報の追加収集)			
	□災害発生地域の把握			
	□家屋区分ごとの全・半倒壊家屋数の確認			
	□電話・電力・ガス・上水道の被害状況の確認			
	□道路・橋梁等の被害状況の確認			
	□下水道の被害状況の確認  □その他			
○避難所に関わる情報の	<b>収集</b>			
	□避難場所のリスト、位置の確認			
	□避難場所ごとの避難住民(家族)数の確認	□その他		
○廃棄物処理施設に関わ	る情報の収集			
被害状況の報告	□焼却施設、粗大ごみ処理施設の被害状況の	確認 - 運転不能の場合、応援要請(県、埼玉県   清掃行政研究協議会、近隣自治体)		
埼玉県資源循環推進課	□し尿処理施設の被害状況の確認	「自併行政研先励議去、延隣日石怪」		
(TEL:048-830-3105)	□その他ごみ処理施設の被害状況の確認	点検・補修の要請		
	□その他 <u></u>			
【第3段階】震災発生後1日為				
│ ○被災状況に応じた災害。 │				
	□既定連絡体制の確認あるいは変更			
	□既定災害廃棄物量の確認あるいは変更			
	□既定処理・処分フローの確認あるいは変更			
□既定収集区分・収集方法の確認あるいは変更				
	□既定仮置場の場所、面積の確認あるいは変			
□ ○ごみ収集に関する対応	□既定仮設トイレ設置数の確認あるいは変更	□その他		
○こか収集に関する対応	□収集運搬業者へ対応の確認(収集品目、収	<b>生ェリア ごねの拠 λ 生空</b> \		
	□住民にごみの出し方の周知(周知方法の確認	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	□収集運搬に係る協力要請  □その他	COUNTY TO COLOR TO		
<ul><li>○仮設トイレに関する対応</li></ul>				
	□仮設トイレ設置方法の確認			
	□業者へ汲取り及び衛生管理に関する対応の	確認		
	□し尿収集運搬に係る要請(周辺自治体等)			
	□仮設トイレに係る要請(周辺自治体等)	□その他		
○仮置場に関する対応				
	□仮置場管理者に対しての使用許可の申請			
	□分別等処理業者へ対応の確認(仮置場の管	理方法、機材関係等)		
	□仮置場に関する協力要請 □その他			
○相談・苦情窓口の設置				
	□災害対策本部との連携確認			
	□対策班における対応の確認 □その他			
【第4段階】震災発生後4日な	いら1週間における対応			
○ごみの収集関係	and a the section site of the section of the	【緊急連絡先】		
	□収集運搬業者へ対応の確認	・災害対策本部 <u>TEL:</u>		
○中国の知仏に関してい	□住民へごみの出し方の周知 □その他	- 埼玉県清掃行政研究協議会   TEL:048-830-3110		
○家屋の解体に関する対点 		·埼玉県資源循環推進課 TEL:048-830-3105		
	□解体希望家庭への手続き等の周知	(夜間·休日) TEL:048-830-4056		
○海洲加州 地帯に払う	□解体業者の登録  □その他	・近隣自治体() <u>TEL:                                    </u>		
│ ○違法処理・投棄に対する │	5監視体制の整備	・自治会代表() <u>TEL:</u>    ・関係団体() TEL:		

#### (3)災害廃棄物処理に関する課内(庁内)協議の実施

必要最小限の対応策やその手順等について、関係者同士で話し合う機会を常日頃から持つために、表 2-4 のようなスケジュールで課内ミーティングを年 2 回、関係課合同の 庁内ミーティングを 1 回開催することを基本とする。

実 施 月 5 7 10 11 12 1 3 1. 課内ミーティング (自治環境課及び廃棄物処理施設関 ・ 庁内関係各課との · 災 害 廃 棄 物 処 理 係者等) 計画の内容、役割 調整を踏まえた、廃 棄物処理計画の見 分担等の確認 ・計画の修正、追 直し 加、検討内容の確 認と実施スケジュー ルの策定 2. 関係課を交えた庁内ミーティング  $\bigcirc$ 3. 災害廃棄物に関わる事前検討 ①役割分担の確認 ②連絡体制の確認 ③関連する民間業者、協力業者との 協力体制の確認 ④災害時におけるごみの収集ルール の策定 ⑤施設の補修・点検日程等の確認 ⑥災害廃棄物量の推計 ⑦仮置場の確保(必要面積の設定、 候補地の選定等) ⑧仮設トイレ(備蓄、調達等)に関 する確認 ⑨関連施設の視察、機材の確認 ⑩施設の点検・応急対策のマニュア ル化とマニュアルに沿った訓練の

表 2-4 庁内ミーティングの実施スケジュール

4. 庁内ミーティングを踏まえた計画

の見直し

## 3. 情報収集と広報活動

## (1)被災住民・建築物及びライフラインの被害状況把握

緊急時の混乱を極力抑制し、災害廃棄物の処理体制を早期に確立するために、表 3-1 に示す被害状況等について、正確な情報把握と速やかな情報伝達を行う。

表 3-1 情報収集概要

必要な情報	情報入手先	情報の内容	情報の活用・伝達
ライフライン	• 災害対策本部	□電話・電力・ガス・上	□ごみ処理施設稼動への
関連		水道の被害	影響の確認
		□道路・橋梁等の被害	□がれき等の収集運搬へ
			の影響の確認
災害廃棄物	· 災害対策本部	□災害発生地域の把握	□発生量の把握
関連		□家屋区分ごとの全・	□仮置場の指定と面積の
		半壊家屋数等	確保
ごみ処理関連	• 災害対策本部	□粗大ごみ処理施設等	□ごみ収集に関する住民
	•中間処理施設	ごみ処理施設の被害	への周知内容の検討
	• 最終処分場	状況の把握	□収集・運搬業者への指
			示
			□ごみの搬入処理先の確
			保
し尿処理関連	• 災害対策本部	□避難場所のリスト、	□仮設トイレの設置箇
	・し尿処理施設	位置、被災住民の数	所、種類、数の決定
		□下水道の被害	□仮設トイレ設営に関す
		□し尿処理施設等の被	る指定業者への指示
		害状況の把握	□収集・運搬業者(衛生
			管理含む)への指示
			□汲取りし尿等搬入処理
			先の確保

#### (2) 廃棄物処理関連施設の被害状況把握(対応手順)

被災した廃棄物処理関連施設の状況については、早急に被害内容、稼動の可否、応急 対策及び復旧の見込み、搬出入の可否(周辺道路の状況)等を把握する。

施設の応急対策が不可能な場合あるいは施設関係者だけでは復旧が困難な場合、電力・ガス・上水道が使用できない場合、搬出入道路の通行に支障がある場合は、迅速に図 3-1 に示す対応を検討する。

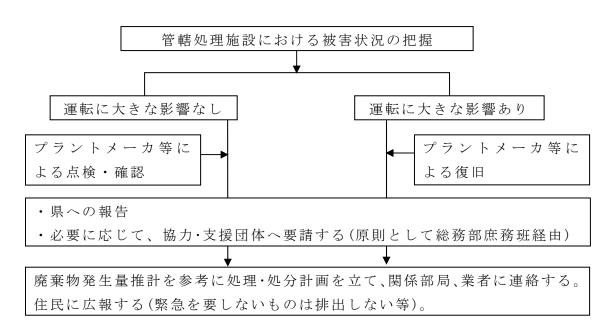


図 3-1 廃棄物処理関連施設の対応手順

#### (3)被災住民への広報活動

災害全般に係る広報は総務部秘書班が実施するが、廃棄物処理に係る詳細な事項については、秘書班と連携を図りながら防疫清掃班が担当する。災害という異常時であるので、平常時とはかなり異なる分別・排出方法、排出日時等の情報伝達になる事が予想されるが、住民の協力喚起を目的に適切な排出に向けた広報活動を実施する。特に災害廃棄物については、早い段階で対応の仕方や補助の可能性について情報を提供し、住民が違法業者等に惑わされないように注意を喚起する。

広報には、防災行政無線、広報車、町ホームページ及び拠点施設の館内放送等を活用する。また、県を通じ、テレビやラジオ放送局などの報道機関に対し、災害警報等の放送要請を行う。

広報を実施するにあたって、外国人に対する多言語による広報や、聴覚障害者に対する FAX による広報の実施等、災害時要援護者に配慮した対策を行う。

被災住民への広報を表 3-2 に示す。

表 3-2 被災住民への広報

	広報内容	広報手段
事前	□生活ごみの排出ルール	□町ホームページ、広報等
	□がれき等の排出方法	
	□し尿の収集方法	
	□環境汚染が懸念される廃棄物	
	(アスベスト等) の排出方法	
災害発生直後	□緊急の排出方法	□町ホームページ
発生当日、翌日	□災害の程度による分別の徹底	□自治会長を通じた口コミ
	指導	伝達 (回覧板)
		□収集場所への掲示
災害発生後 2~3 日	□分別・排出方法、排出日時等の	□町ホームページ
	知らせ	□自治会長を通じた口コミ
	□し尿の汲み取り	伝達 (回覧板)
	□がれきの処理・解体(違法業者	□収集場所への掲示
	等に惑わされないよう注意を	□防災用放送
	喚起)	□テレビ・ラジオ放送
		□自治環境課窓口
災害発生後 1 週間	□がれきの処理・解体(処理業者	□町ホームページ
程度	の紹介、補助制度等)	□自治会長を通じた口コミ
		伝達 (回覧板)
		□収集場所への掲示

#### (4) 相談・苦情等の処理

#### 1 )相談・苦情窓口の設置

- ① 苦情受付方法:電話、インターネット、直接(町役場、避難所)
- ② 対応方法:防疫清掃班の職員も参加(災害対策本部において総合的に対応)

#### 2 ) 相談・苦情内容の想定

相談・苦情等に対しては、震災の発生状況に応じて対応することになるが、ある程 度想定される内容は事前に対応を検討しておくものとする。

- ① 分別方法等排出方法に関わる質問
- ② 施設への直接搬入に関する質問
- ③ がれき等の処理に係る相談
- ④ 不法投棄・野焼きの苦情
- ⑤ 登録業者(運搬、解体業者)の紹介
- ⑥ その他

## 4. 災害廃棄物量の推計と処理・処分方法

#### (1)災害廃棄物量の推計

#### 1 ) がれき等の発生

東京湾北部地震による主要被害結果を表 4-1 に示す。 災害廃棄物は 12,167t 発生することが見込まれる。

表 4-1 主要被害予測結果

被害項目	被害数值
最大震度	震度6強
全壊数	16 棟
半壊数	235 棟
焼失数	0 棟
廃棄物発生量	12, 167t

(出典:平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書)

#### 2) 生活ごみの発生

震災時においても生活ごみは、平常時と同程度の発生量が見込まれる。

そのため、発生する生活ごみは、表 4-2 に示すように、三芳町一般廃棄物処理基本 計画にて推計されているごみ排出量 15,250t (平成 22 年度) を用いることとする。

表 4-2 ごみ排出量の推計 (平成 18 年三芳町一般廃棄物処理基本計画)

(単位:t)

区分	H16 (実績)	H22 (予測)
可燃ごみ	11,709	10, 797
不燃ごみ・粗大ごみ	1, 164	1, 135
資源ごみ	2,697	3, 318
合計	15, 570	15, 250

#### 3 ) 粗大ごみの発生

震災時に発生する粗大ごみは、平常時に比べ増大することが見込まれる。 そのため、粗大ごみの発生量(増加分)は次の式により推計するものとする。

粗大ごみの発生量(増加分)=被害棟数×粗大ごみ発生原単位

#### ●粗大ごみ発生原単位 [t/棟]:1.03t/棟

発生量 1.03t/棟は、阪神・淡路大震災における神戸市の粗大ごみの排出状況から増加総量/被害棟数により算出したものである。この場合の発生原単位は、実際に全壊家屋 1 棟から粗大ごみ 1.03t が発生するという意味ではなく、地震による粗大ごみの増加分の発生量は家屋の被害程度に比例するとの仮定のもと算出している。

●被害棟数:平成19年度埼玉県地震被害想定調査の結果を用いる。 ここでは、全壊家屋は等倍し、半壊家屋は0.6を乗じる。

粗大ごみ発生量は表 4-3 のとおりであり、合計 161t 発生することが見込まれる。

	被害件数	粗大ごみ
全壊	16 棟	16 t
半壊	235 棟	145 t
合計	-	161t

表 4-3 粗大ごみ発生

## (2) 見かけ比重の設定、発生容量の推定

解体に伴うがれき等及び粗大ごみは、仮置場での一時保管や選別が必要であり、その発生量は、がれき等 12,167t+ 通常粗大ごみ 1,135t+ 増加粗大ごみ 161t=13,463t と想定される。

三芳町の住宅区分別建物数と見かけ比重を基に、加重平均した見かけ比重を表 4-4 のように  $0.84t/m^3$  と設定すると、仮置きが必要な廃棄物は  $13,463t\div0.84t/m^3=16,027m^3$  と推定される。

所有者	住宅区分	建物数 (棟)	割合 ( - )	見かけ比重 (t/m³)
	木造	9, 241	71%	0. 68
個人	木造以外	1, 906	14%	1. 32
	小計	11, 147	_	-
	木造	288	2%	0. 68
法人	木造以外	1, 721	13%	1. 25
	小計	2,009	_	_
合計		13, 156	100%	0.84 (加重平均)

表 4-4 三芳町の住宅建て方構成及び見かけ比重

(出典:建物数は平成20年度家屋に関する概要調書等報告書、見かけ比重は 埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物処理計画策定マニュアルを基に設定)

## (3)処理・処分方法の設定

#### 1) 処理・処分方針の設定

災害廃棄物は、ごみ種によって処理責任の所在や処理方法が異なるため、ごみ種ご とに処理・処分方針を決定する。

対応範囲と処理・処分方針を表 4-5 に示す。

表 4-5 震災時に発生するごみ種ごとの対応範囲と処理・処分方針

ごみ種	対応範囲	先生するこの程とこの対応範囲と処理・処力力 Ji
生活ごみ	・避難所からの	・通常時の処理体制を基本として、委託業者が収集運搬を
(事業系	生活ごみ	行い、三芳町清掃工場、ふじみ野市上福岡清掃センター
ご み 含しむ)	・通常の収集世	にて処理を行う。
	帯からの生活	・施設の稼動停止や収集運搬ルートの制限等により処理が
	ごみ	困難な場合は、他市町村や民間事業者等へ協力支援要請
	・事業所からの	を検討する。
	ごみ(可燃物	・事業者自己処理の原則から、事業系ごみは可燃ごみのみ
	のみ)	町の対応範囲とするが、緊急性や分別の困難性等から本
		町で処理することも検討する。
し尿	・仮設トイレか	・通常時の処理体制を基本として、委託業者が収集運搬を
	らのし尿	行い、入間東部地区衛生組合環境クリーンセンターにて
	・通常の収集世	処理を行う。
	帯からのし尿	・施設の稼動停止や収集運搬ルートの制限等により処理が
		困難な場合は、他市町村や民間事業者等へ協力支援要請
		を検討する。
粗大ごみ	・災害により発	・委託業者が収集運搬を行い、三芳町清掃工場、ふじみ野
	生した粗大ご	市上福岡清掃センターにて処理を行う。
	み	・粗大ごみは発災後に大量に発生するため、仮置場にて一
	・通常発生する	時保管し、順次処理を行う。
	粗大ごみ	・適正処理困難物や家電リサイクル法対象品目等が混入さ
		れることも想定されるため、仮置場で分別することによ
18 1 <del>1</del>		り、リサイクルや処理の効率化を図る。
がれき等	・解体により生	・がれき等は被災現場で、廃木材、木くず、可燃物、コン
	じたがれき等	クリートがら等に分別することを基本とする。
	・火災により生	・現場にて分別し切れなかったものは仮置場にて一時保管、
	じた燃え残	分別を徹底し、再利用、再資源化を図る。
	り、燃えがら	・仮置場にて発生した可燃物はふじみ野市上福岡清掃セン
		ターにて処理を行う。
		・仮置場の確保が困難な場合は、解体スケジュールの調整
		により、早期に発生する量を平準化し、現場での分別徹
		底を図ることで仮置量を減少させることを検討する。

なお、水害時に発生する廃棄物は震災時に比べて被害範囲や廃棄物特性が異なるため、別途、処理・処分方針を表 4-6 のように定める。

表 4-6 水害時に発生するごみ種ごとの対応範囲と処理・処分方針

ごみ種	対応範囲	9 るこの種ことの対応範囲と処理・処分方針
<u></u> 生活ごみ	・避難所からの生	
(事業系ご		・通常時の処理体制を基本として、委託業者が収集運
み含む)	活ごみ	搬を行い、三芳町清掃工場、ふじみ野市上福岡清掃
	・通常の収集世帯	センターにて処理を行う。
	からの生活ごみ	・腐敗による悪臭や汚水等が発生する可能性のある廃
	・事業所からのご	棄物については、早期の収集運搬、処分を実施する。
	み(可燃物のみ)	・被災していない地域では、通常通りの収集体制が見
		込まれることから、被災区域と被災区域外に分けて
		収集運搬計画を策定する。
		・事業者自己処理の原則から、事業系ごみは可燃ごみ
		のみ町の対応範囲とするが、緊急性や分別の困難性
		等から本町で処理することも検討する。
し尿	・仮設トイレから	・通常時の処理体制を基本として、委託業者が収集運
	のし尿	搬を行い、入間東部地区衛生組合環境クリーンセン
	・水没した汲み取	ターにて処理を行う。
	り槽の清掃に伴	・施設の処理能力を超えるおそれがある場合は、他市
	い発生するし尿	町村や民間事業者等へ協力支援要請を検討する。
	・通常の収集世帯	
	からのし尿	
粗大ごみ	・災害により発生	・委託業者が収集運搬を行い、三芳町清掃工場、ふじ
	した粗大ごみ	み野市上福岡清掃センターにて処理を行う。
	・通常発生する粗	
	大ごみ	
倒木、流木	・がけ崩れや洪水	・通常時の処理体制を基本として、委託業者が収集運
	等による倒木や	搬を行い、三芳町清掃工場、ふじみ野市上福岡清掃
	流木(家庭から	センターにて処理を行う。
	発生したもの)	・処理施設の保管能力が不足する場合は、別途仮置場
	・町の災害復旧工	を選定、確保し、一時的に保管する。
	事に伴う倒木、	
	流木	
	1/14/15	

#### 2 ) 処理・処分フローの設定

災害廃棄物の処理・処分フローは図 4-1 とするが、実際の被害状況に合わせて適宜 対応するものとする。

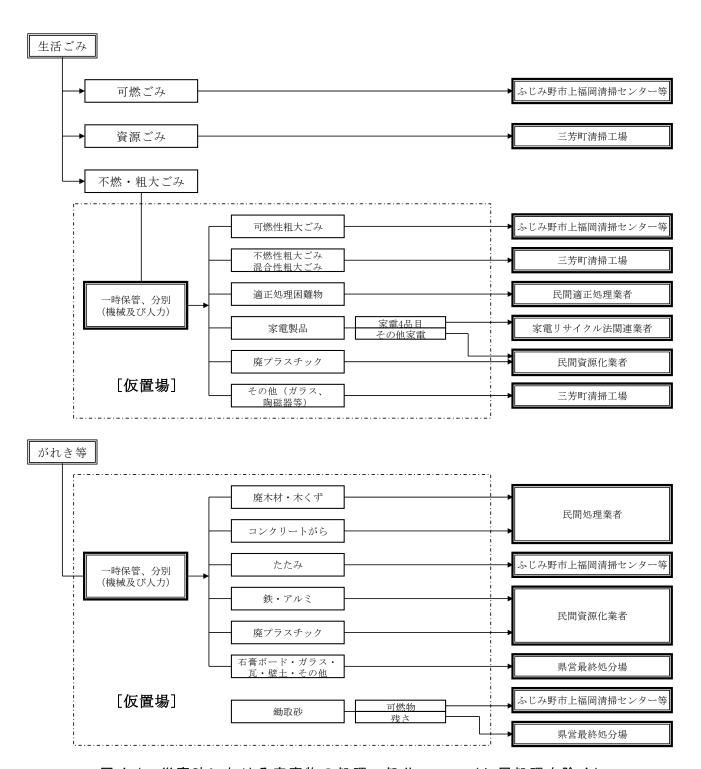


図 4-1 災害時における廃棄物の処理・処分フロー (し尿処理を除く)

#### (4)有害廃棄物への対応

平常時には適正処理困難物として収集及び受け入れを行わない有害廃棄物についても 災害時には、その処理体制が維持されない可能性があるため、対応方針を定めておく必 要があるものと考えられる。本計画では、災害発生時における有害廃棄物の対応方針を 表 4-7 のとおりとする。

なお、これらの廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、平常時と同様に 事業者の責任において処理するものとする。

表 4-7 有害廃棄物の処理方針

対象物	対応方針
アスベスト	アスベストの飛散防止対策は「阪神・淡路大震災に伴う建
	築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について」
	(平成7年2月23日石綿対策関係省庁連絡会議)に準拠し
	て適正な処理を推進する。
ダイオキシン・PCB	プラスチック等の野焼き、簡易焼却炉での処理を行わない
	ように緊急時の収集体制を整備する。
	一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を含む家電製
	品は、町が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼
	する。
フロン類	エアコンや冷蔵庫等に含まれるフロンは、家電リサイクル
	法に基づき製造業者等に引き渡すか、廃棄物処理法に定め
	る廃棄物処理基準に従って処理されることになっており、
	これらに従うことによりフロン類の適切な回収を行う。
トリクロロエチレン等	産業廃棄物として、事業者の責任において処理するよう指
	導する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家屋の
	解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。
CCA 処理木材	解体撤去の家屋に CCA(クロム化ヒ酸銅)が使用されてい
	る場合は、解体業者は解体作業着手前に町に報告するよう
	指導する。
感染性廃棄物	通常時同様、排出者の責任において処理する。震災時に設
	置される救護所等で発生するものは、救護所を担当する医
	師と町が協議し適切な処理方法を確保する。
水銀・カドミウムを含む	産業廃棄物として、事業者の責任において処理するよう指
産業系スラッジ	導する。家屋の倒壊等により搬出が困難なものは、家屋の
	解体撤去時に搬出、処理するよう指導する。

## (5) 違法な処理・投棄等に対する管理

災害時の混乱に乗じた違法な処理・投棄等に対しては以下のような対応を講じていく ものとし、その具体的な方法については関係機関と事前に検討するものとする。

- ① 住民への広報活動
- ② 委託業者への協力要請及び運搬・解体業者の登録方法の明確化
- ③ 運搬、解体業界への協力要請
- ④ 監視体制 (警察の関与)

## 5. 仮置場の確保

仮置場は速やかにリサイクル・適正処理・処分を行うことを目的として設置し、仮保管場所及び積替施設としての機能を持つものとする。

#### (1)必要面積の設定

仮置場の必要面積は、がれき等の災害廃棄物の発生量に基づき想定する。1ha 当たりの仮置可能量の目安が20,000m³であることを前提とし、倒壊家屋、粗大ごみ及び火災焼失廃棄物ごとに仮置場の必要面積を想定する。結果として、表5-1に示すとおり本町では0.80haが必要と想定される。

	発生災害	比重	災害廃棄物	単位面積	仮置場の
	廃棄物量	(B)	の容量 (C)	あたりの	必要面積
種類	(A)		(A) / (B)	有効容量*	(C) /20,000
	( t )		$(m^3)$	$(m^3/ha)$	(ha)
倒壊家屋・	13, 463	0.94	16 027	20.000	0.80
粗大ごみ	15, 405	0.84	16, 027	20, 000	0.80
火災焼失家屋	0	0.23	0	20,000	0
合計	13, 463	_	16, 027	_	0.80

表 5-1 災害廃棄物仮置場

#### (2)候補地の選定

#### 1 ) 確保済仮置場

処理の効率性や仮置場調達の容易性から、本町では三芳町清掃工場を仮置場として 設定する。なお、最終処分場を優先して利用し、不足する場合は最終処分場以外の敷 地を利用するものとする。

具体的な仮置可能エリアを図 5-1 に示す。

図より、三芳町清掃工場敷地では必要容量の 0.80ha を上回る最大 0.85ha の仮置場が確保できると想定される。しかし、場所によっては積み上げ高さが想定の 4m に満たないことが予想されるため、搬入される廃棄物の性状に留意し、効率的な保管、選別に努めることとする。

<sup>※1</sup>ha(10,000m²)×0.5 (敷地の半分)×4m (平均積み上げ高) = 20,000m³/ha

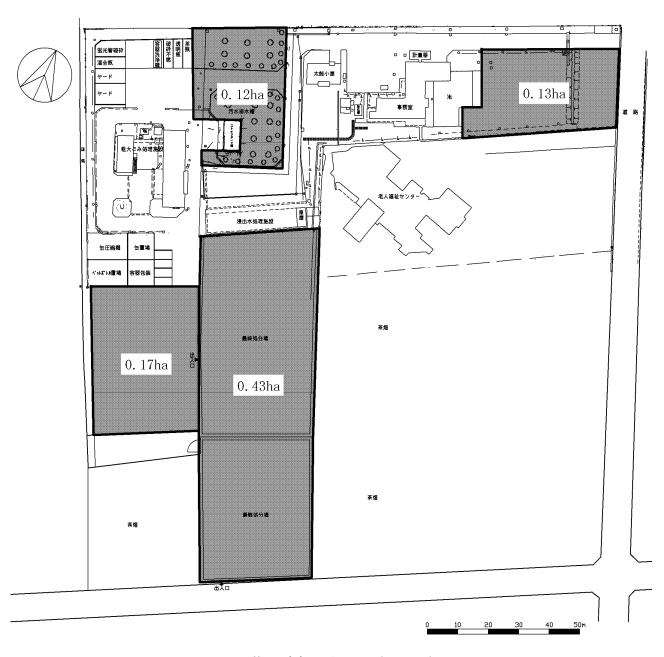


図 5-1 三芳町清掃工場内の仮置可能エリア

#### 2)補完的な仮置場

想定する災害廃棄物の発生量では、三芳町清掃工場敷地内にて全量の仮置きが可能であると考えられる。しかし、三芳町清掃工場の位置を考慮すると、被害が大きい市街地から離れているため、補完的に仮置場を別途想定しておく。

#### ○補完的仮置場を選定するための基本条件

仮置場に求められる機能、必要面積を可能な限り満足するとともに、以下の条件 を考慮する。

- ・被害が大きくなる可能性の高い地域周辺に配置(被災前)
- ・被害が甚大な地域への配置(被災後)
- ・搬入、搬出及び運搬ルートの確保の容易性
- ・貯留可能期間、使用可能期間の容易性
- ・運搬及び作業に伴う騒音等生活環境、周辺環境の保全
- ・ガス漏れ、陥没等の二次災害の防止
- ・災害時の他用途との整合

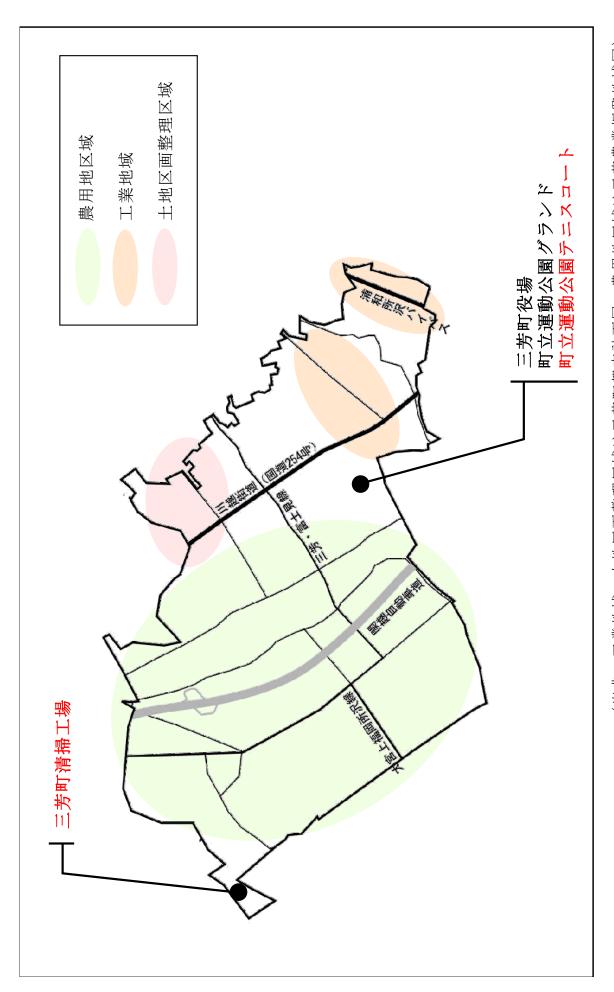
#### ○補完的仮置場の選定

上記の条件を踏まえ、本町にて候補地を抽出した。抽出した候補地の特徴と評価を表 5-2 に、本町における候補地の位置関係を図 5-2 に示す。結果、公有地である町立運動公園テニスコートを補完的仮置場として設定する。

表 5-2 候補地の特徴と評価

候補地	特徴・留意点	評価
住宅地	土地利用状況を踏まえると大きな仮置場を確保することは困難で	×
	ある。	
オフィス・	住宅地と同様、大きな仮置場を確保することは困難である。	~
商店街		×
工業地域	本町東側には主要道路に沿って工業地域が広がっている。工場跡	
	地、空閑地、建設予定地等は比較的広いスペースを確保できること	^
	から、緊急時においてこうした民有地が活用できるように協力を求	
	めていく。	
未利用農地	本町西側には農用地区域が広がっている。未利用農地は比較的広い	
	スペースを確保できるが、生産再開時に災害廃棄物を受け入れたこ	^
	とによる影響が発生しないように配慮し、搬入物を制限する必要が	
	ある。そのため、地権者と事前に十分に協議する。	
林野	林野は植生の状況によるが、確保できるスペースは限定的で、水	~
	源・自然保護の観点からも積極的な活用は困難である。	×
開発予定地	本町北側の北松原及び藤久保地区では土地区画整理事業が進行中	
	である。開発予定地や土地区画整理予定地などは比較的広いスペー	
	スを確保できることから、開発の進捗状況や仮置可能期間等を踏ま	$\triangle$
	え、開発計画に支障が出ないよう地権者及び関連部署等との協議・	
	調整を行い、仮置場としての活用を検討する。	
公園·緑地	公園、緑地等は比較的広いスペースを確保できるものの、避難場所	
	として活用されるため、災害発生直後に、仮置場として利用するこ	×
	とは困難である。	
公有地	本町には比較的面積の大きい公有地として、町役場周辺駐車場や運	
(大規模)	動公園がある。多目的広場や運動場などは比較的広いスペースを確	
	保できるものの、避難場所として利用される可能性がある。避難者	O
	の被害状況等を見て仮置場として利用することを検討する。	

※評価は、○:調達が容易、△:検討の余地あり、×:調達が困難を表す。



(出典:工業地域・土地区画整理区域は三芳町都市計画図、農用地区域は三芳農業振興地域図) 候補地の位置関係

図 5-2

## 3) 本計画で想定する仮置場

本計画で想定する仮置場を表 5-3 に示す。

なお、町立運動公園テニスコートは地域防災計画にて応急仮設住宅の建設予定地であるため、必要に応じて担当課と協議・調整する。

表 5-3 仮置場

施設	住所	仮置可能面積
三芳町清掃工場	上富 1598-3	0.85ha
町立運動公園テニスコート*	藤久保 1120-1	0.60ha

※町立運動公園テニスコートは補完的な仮置場であり、被害状況に応じて利用する。

## 6. 仮設トイレの準備

災害発生直後は人命救助・火災消火・飲料水確保が最優先されるが、すぐに人の生活による廃棄物の処理も課題となる。特にし尿処理は衛生面から緊急課題である。水洗トイレは、上水道・下水道・浄化槽・それらの連絡配管に支障があれば使用不可能となり、代用として仮設やポータブルのトイレを用意する必要がある。

#### (1) 仮設トイレの確保

#### 1) 備蓄(種類、数、仮置き場等)

- ① 組立式災害対策用トイレ… 洋式・和式、身体障害者対応型等
- ② 簡易(ポータブル)トイレ… 焼却可能型等

仮設トイレの備蓄状況を表 6-1 に示す。

仮設トイレ(備蓄数) 下水道トイレ 避難場所 組立式 簡易 上富小学校 3 0 11 三芳小学校 3 0 11 藤久保小学校 0 3 212 唐沢小学校 2 211 0 竹間沢小学校 3 11 0 三芳中学校 3 510 0 藤久保中学校 3 211 0 三芳東中学校 51 1,018 0 役場 5 2 0 合計 2, 197 76 ()

表 6-1 仮設トイレの備蓄状況

#### 2 ) 設 置

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、防災対策本部長がその必要性がないと認めるまでとする。

表 6-2 仮設トイレ設置の優先順位

優先順位	設置場所
1	指定避難場所
2	災害時要援護者施設
3	住宅密集地域

#### 3 ) 整 備 検 討

災害時を想定して下水道型トイレ(し尿を下水道本管に「ます」を経由して直接接続する方式)等の整備を随時検討する。

#### 4)県及び近隣自治体からの応援

仮設トイレは事前の備蓄及び他自治体からの応援で賄っていくものとする。

#### (2) 仮設トイレの設置・撤去

仮設トイレの設置・撤去は住民・ボランティアの協力を基本とし、被害の状況に応じて民間業者へ依頼するものとする。

#### (3) 仮設トイレの汲み取り及び衛生管理

仮設トイレの汲み取り及び衛生管理の委託先及び応援先を表 6-3 に示す。

表 6-3 汲み取り及び衛生管理の委託先

名称	所在地	TEL	バキュームカー の所有台数	担当避難所
片山商事㈱	上富 1554-1	049-258-6741	4t 1 台 2t 4 台	町内全域

上記業者だけで不足が生じる場合については、埼玉県清掃行政研究協議会における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定に基づき他団体に応援を要請する。

#### (4) 汲み取りし尿・汚泥の処理先

汲み取りし尿・汚泥の処理先は入間東部地区衛生組合環境クリーンセンターとする。 本施設が震災により使用不能となった場合は、協定に基づき他団体のし尿処理施設での 処理を要請する。なお、公共下水道管路への投入についても関係機関と協議を行ってい くものとする。

## 7. 処理施設に係る防災対応

#### (1) 構造物の耐震性審査と耐震強化工事

本町に関係するごみ処理施設の耐震対策の状況を表 7-1 に示す。基準を満たしていない施設に対しては耐震診断を実施し、その結果をもって早急に耐震対策を施すよう働きかけるものとする。

管理主体 竣工年度 新耐震基準 耐震診断 耐震対策 施設名 三芳町粗大ご 三芳町 昭和57年度 達成 み処理施設 ふじみ野市上 福岡清掃セン ふじみ野市 昭和49年度 未達成 未実施 未実施 ター 環境クリーン 入間東部地 昭和60年度 達成 区衛生組合 センター

表 7-1 耐震対策状況

#### (2)施設の点検・応急対策のマニュアル化と対策の実践

プラントメーカの指導及び運転管理委託業者との連携のもとに、震災時の施設の点検・応急対策を検討すると同時に、簡便な形でマニュアル化する。また、運転管理委託業者の参加のもとに定期的にマニュアルに沿った模擬点検・応急対策訓練を実施する。

## 8. 他団体との支援・協力体制の整備

#### (1)本町における支援・協力体制

埼玉県清掃行政研究協議会の災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定により県内他市町村の協力を要請する。

#### (2) 埼玉県における支援・協力体制

埼玉県が締結している協定 (表 8-1) に基づき、必要に応じて県を通じた協力を要請する。

また、彩の国資源循環工場 (PFI 施設) への委託も検討する。

表 8-1 埼玉県が締結している協定

団体名	協定の名称	協定の概要
八都県市首脳会議	八都県市災害時相互応援に関する	ごみ、し尿等の処理施設の提供
	協定	及びあっせん
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿処理に関する施設又
		は業務の提供若しくはあっせん
全国知事会	全国都道府県における災害時の広	廃棄物の特記はなく一般規定
	域応援に関する協定	
(社) 埼玉県産業	地震等大規模災害における災害廃	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、
廃棄物協会	棄物の処理等に関する協定	処分